

令和8年度軽自動車税率について

原動機付自転車及び二輪車等

車種区分		新税率
原動機付自転車 特定小型原動機付自転車	総排気量が50cc超125cc以下(最高出力4.0kw以下)	2,000円
	総排気量が50cc超90cc以下(第二種乙)	2,000円
	総排気量が90cc超125cc以下(第二種甲)	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽自動車二輪	総排気量が125cc超250cc以下	3,600円
二輪の小型自動車	総排気量が250cc超	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用(トラクターなど)	2,400円
	その他(フォークリフトなど)	5,900円

四輪以上及び三輪の軽自動車

初度検査年月(※1)に応じて、税額が決まります。
 初度検査が平成27年3月以前の車両は、検査から13年を経過するまでは旧税率のままです。
 初度検査が平成27年4月以後の車両は、新税率が適用されます。
 初度検査後、13年を経過した車両は、経年重課の税率が適用されます。(平成25年3月31日以前に登録の車両)
 (※1)初度検査年月とは・・・新車購入時に最初にナンバーを取得するための検査を受けた年月

車種区分		初度検査が平成27年3月以前 (旧税率)	初度検査が平成27年4月以後 (新税率)	初度検査後13年経過 (重課税率)	
四輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三輪		3,100円	3,900円	4,600円	

燃費性能に応じた「グリーン化特例」による軽課

令和3年度税制改正により、三輪と四輪の軽自動車で、排出ガス、燃費性能の優れた車の「グリーン化特例」について、適用期限が2年延長されましたが、対象車両が乗用(営業用)を除き、電気自動車等に限定されます。適用されるのは、令和7年4月1日から令和8年3月31日に初度検査を受け、次の条件を満たしたものに限りです。

グリーン化特例(軽課)は、新車登録年度の翌年度のみ適用されます。

車種区分			電気自動車・天然ガス自動車	ガソリン車・ハイブリット車(※4)	
			(※3)	(※5)	(※6)
軽課税率			税率を概ね75%軽減	税率を概ね50%軽減	税率を概ね25%軽減
四輪	乗用	自家用	2,700円	軽減税率対象外	
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	1,300円	軽減税率対象外	
		営業用	1,000円		
三輪		1,000円	2,000円	3,000円	

(※3)電気軽自動車、天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制に適合する車両又は、平成21年排出ガス規制から10%以上窒素酸化物の排出軽減達成車)に限る。

(※4)ガソリン・ハイブリッド車のうち、平成30年排ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量低減達成車両又は平成17年度燃費基準値より75%低減達成車両に限る。

(※5)令和2年度燃料基準達成かつ令和12年度燃料基準90%以上達成車両

(※6)令和2年度燃料基準達成かつ令和12年度燃料基準70%以上達成車両